

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「第3次山梨県環境基本計画」(素案)

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	第2章 環境に関する状況 第3節 本県の環境の現状 1 生活環境 1-2 水質	人工芝の及ぼす河川・海・人体への被害の大きさ、後始末の困難さを考えたとき、プラスチックに関する被害・対応に関して計画の中にきめ細かく盛り込む必要があると考えます。	1	<p>【その他】</p> <p>プラスチックごみ対策については、環境基本計画の部門計画である『山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画』において取組の基本方針と施策の展開方向を示しており、本計画は次年度に次期計画の策定を予定していることから、その参考とさせていただきます。</p>
2	第2章 環境に関する状況 第3節 本県の環境の現状 1 生活環境 1-2 水質	海外ではすでに規制が始まっているPFASの課題は、今後大きな問題となり得ることから情報共有と対策をしっかりと実践する内容を計画に盛り込むことを提案します。	1	<p>【修正加筆等意見反映】</p> <p>県内の公共用水域及び地下水においては、PFASの中でも代表的なPFOS、PFOAについて、その他化学物質とともに毎年度測定を実施し、結果を県ホームページで公表しています。また、指針値を超過する場合には、汚染井戸周辺地区調査等を実施することとしています。</p> <p>上記についてより明確な内容とするため、ご意見を踏まえ、以下2点の修正加筆を行います。</p> <p>①測定対象として「PFOS、PFOA」を明記</p> <p>P13/第2章,第3節,1,1-2水質の要監視項目の代表例として、PFOS、PFOAを追記します。</p> <p>②情報共有と対策の実施について明記</p> <p>P54/第4章,第4節,4-2,(1)の施策について、以下のとおり修正します。</p> <p>修正前：公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。</p> <p>修正後：公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行い、必要に応じ対策を講じるとともに、その結果について広く公表します。</p>
3	第2章 環境に関する状況 第3節 本県の環境の現状 1 生活環境 1-2 水質	プラスチック汚染は農業資材・林業資材にも大きく関わる事から、取り扱いへの啓発も必要です。更に家庭菜園・小規模農家は情報の取得の機会が少なく、プラゴミの垂れ流しが多く、近年は徐放性肥料の課題も情報の提供が必要で、作る責任と共に売る責任・使う責任も課題だと思います。	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>生産資材に多くプラスチックを使用する農業については、廃プラスチックのリサイクルや適正処理をホームページやチラシ、広報等を活用して啓発しています。(P49/第4章,第3節,3-1,(6)及びP73/第5章,第4節,4-2,(3))</p> <p>今後も本県農林業の環境負荷低減に向け、ご意見については施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。</p>

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
4	第2章 環境に関する状況 第3節 本県の環境の現状 2 自然環境 2-4 森林	県有林や国有林は保全が行き届いていると思いますが、個人所有者の山林保全は森林環境譲与税活用にはまだまだ行き届かず、更に森林とはいえない個人の裏山・雑地等への竹林進出はあらゆる所に見られ、公的対応がなくては対応できないかと思えます。	1	【記述済み】 県では、森林所有者の高齢化や不在村化が進むなど、所有者の自助努力だけでは手入れができない森林について、2012（平成24）年度に創設した県の森林環境税を活用し、荒廃した人工林の間伐や、長期間放置され、草木・竹の繁茂により荒廃した里山林の不用木や侵入竹の除去などを行っており、今後も同取り組みを推進していきます。（P44/第4章,第2節,2-2,(5)）。
5	第4章 環境の保全と創造のための施策の展開 第4節 生活環境の保全 4-3 化学物質による環境汚染の防止	化学物質過敏症について、農薬、日用品である洗濯洗剤や柔軟剤等から揮発する化学物質を減らす取り組みも環境を守るためには必要だと身をもって毎日感じています。「化学物質過敏症についての調査・研究を進める」の項目を付け加えていただき、化学物質対策をスタートさせてください。	1	【その他】 環境基本計画は環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための計画であり、化学物質過敏症という疾病に係る項目を追加することはできませんが、ご意見については今後の施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。
6	資料編5 用語解説	『光害』について、「こうがい」よりも「ひかりがい」と読むのが一般的かと思えます。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見のとおり修正します。